

# 諸外国の郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保方策について(補足)

平成25年12月12日  
情報流通行政局  
郵便課

# 諸外国の郵政事業のユニバーサルサービス

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
人口・面積	人口：約3.25億人 面積：約962.9万km <sup>2</sup>	人口：約6500万人 面積：約24.3万km <sup>2</sup>	人口：約8300万人 面積：約35.7万km <sup>2</sup>	人口：約6300万人 面積：約55.2万km <sup>2</sup>	人口：約6400万人 面積：約30.1万km <sup>2</sup>	人口：約1.27億人 面積：約37.8万km <sup>2</sup>
提供主体	米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール・ グループ	ドイツポスト	ラ・ポスト	ポステ・イタリアーネ	日本郵便
(経営形態)	国営独立機関	株式会社	株式会社	政府全株保有の 株式会社	政府全株保有の株 式会社	株式会社
郵便局数	約35,000局 (委託局等含む)	約12,000局 (委託局等含む)	約13,000局 (委託局)	約17,000局 (委託局等含む)	約14,000局 (委託局等含む)	約24,000局 (簡易局含む)
郵便収入	約652億ドル (約5.5兆円) (2012年度)	約72億ポンド <sup>*</sup> (約9331億円) (2012年度)	約140億ユーロ (約1.5兆円) (2012年度)	約108億ユーロ (約1.2兆円) (2012年度)	約45億ユーロ (約4932億円) (2012年度)	約1兆3200億円 (2011年度)
取扱物数	約1599億通個 (うち書状等約1482億通) (2012年度)	約167億通個 (うち書状等約157億通) (2012年度)	約144億通個 (うち書状等約134億通) (2012年度)	約144億通個 (うち書状等約137億通) (2012年度)	約45億通個 (うち書状等約40億通) (2012年度)	約223億通個 (うち郵便物約189億通) (2012年度)
貯金(関連)	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
生命保険(関連)	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
ユニバーサルサー ビスの範囲	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便、簡易な貯蓄等、 簡易な生命保険
郵便のユニバー サルサービスの範囲	USPSが提供している サービス	・2kg以下の書状 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 (書留・保険付・代金 引換を含む) ・20kg以下の宛名付 小包	・2kg以下の書状 ・2kg以下の新聞等 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 ・20kg以下の普通小包 ・書留・保険付	・4kg以下の郵便物 ・書留、内容証明等
水準に関する規定	あり	あり	あり	あり	あり	あり(郵便)

※英国の郵便収入は、ロイヤルメールとParcelforce Worldwideとの合算数値。

※為替レートは各年度の12月平均レートを使用

## 諸外国の郵便事業の民間参入の状況

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
競争分野	独占分野以外	全分野	全分野	全分野	全分野	全分野
独占分野	・基本料金の6倍未満の料金かつ重量12.5オンス(約350g)未満 ・郵便受箱の独占	なし	なし	なし	なし	なし
参入規制	なし	なし (各事業者が従うべき条件あり(Regulatory Conditions))	免許制	免許制	免許制	許可制
参入状況	(不明)	(不明) 2011年の免許制廃止時点では59社が参入 ・新規参入事業者のほとんどは集荷・区分だけを行い、配達はロイヤルメールに委託する形態	1,366社(2011年12月末現在) ・新規参入事業者のほとんどは集荷・区分だけを行い、配達はドイツ・ポストに委託する形態	32社(2013年2月末現在)	2500社(2012年末)	402社(2013年9月末現在)
規制機関	郵便規制委員会(PRC) (郵便のみ)	通信庁(Ofcom)	連邦ネットワーク庁(BNetzA)	フランス電子通信郵便規制機関(ARCEP)	通信規制庁(AGCOM)	総務省
所管官庁(※)	なし	ビジネス・技術革新・技能省	連邦経済・技術省	生産再建省	経済発展省	総務省

※ 欧州では、EU指令(97/67/EC)第22条により郵便事業体と独立した規制機関の設置が義務づけられていることを受け、郵便事業を所管する政策部門からも独立した規制機関が置かれている例が多い。

# 郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保方策

赤書き: 第3回資料からの追加記述

国名	確保策
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USPSが義務を遂行するため、年間最高30億ドルまでの借入れと債券発行が認められている（借入総額の上限は150億ドル（約1兆4895億円））。</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 郵便局に対する補助金（※） 郵便局ネットワークの維持・高度化を継続するために、2011年度から4年間にわたって合計約13億ポンド（約1,684億円）を補助金として交付。 [補助金の年度毎の交付予定額] 2011年度 1.80億ポンド（約233億円）    2012年度 4.10億ポンド（約531億円） 2013年度 4.15億ポンド（約538億円）    2014年度 3.30億ポンド（約428億円） 合計：13.35億ポンド（約1,730億円）</li> <li>■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税（VAT）免除</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユニバーサルサービス提供事業者の競争入札               <ol style="list-style-type: none"> <li>①国はユニバーサルサービスが確保されていない地域に関し、ユニバーサルサービスを補償金なしで提供する事業者を競争入札により公募する。</li> <li>②応募がない場合は、国は市場支配的な事業者にユニバーサルサービスの提供を義務づけることができる。</li> <li>③市場支配的な事業者が経済的不利益を被るため、補償金を要求する場合（当該事業者はユニバーサルサービス義務による経済的不利益について立証する責任がある）、国が競争入札により公募を実施し、要求補償額の最も低い事業者にユニバーサルサービスの提供を委託する。委託金額は、ユニバーサルサービス基金から拠出。（入札の実績なし）</li> </ol> </li> <li>■ ユニバーサルサービス基金 ユニバーサルサービスが十分に又は適切に提供されていない場合、年間売上高50万ユーロ（約6625万円）以上の各事業者に拠出させた補償金を提供事業者に支給（実績なし）。</li> <li>■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスのうち、法人顧客が発送する2kg以下の郵便物（50通まで）及び個人顧客が発送する2kg以下の信書、20kg以下の小包について付加価値税（VAT）免除</li> </ul>

※英・仏の補助金は、ユニバーサルサービス確保のために支給されるものではないとされている。

# 郵政事業におけるユニバーサルサービスの確保方策

赤書き: 第3回資料からの追加記述

国名	確保策
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユニバーサルサービス基金 ラ・ポスト及び新規参入事業者が売上高に応じて基金に拠出（これまで基金から交付された実績なし）</li> <li>■ ラ・ポストに対する補助金（※） 郵便局設置に対する費用の支援、割引サービス提供（出版物）のため2008～2012年の5年間にわたって合計約20億ユーロ（約2310億円）を補助金として交付。 [内訳] ・郵便局の設置 7.64億ユーロ（約882億円） ・割引サービスの提供（出版物） 12億ユーロ（約1386億円）</li> <li>■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税（VAT）免除</li> </ul>
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ユニバーサルサービス基金 免許事業者が売上高の3%を拠出。</li> <li>■ ポステ・イタリアーネに対する補助金 ユニバーサルサービスコストについて、2009～2011年の3年間にわたって、合計11億ユーロ（約1259億円）を補助金として交付。また、これとは別に、割引サービスの提供（出版社・NPO・選挙候補者向け）に対しても3年間合計で4.58億ユーロ（約524億円）の補助金を交付。</li> <li>■ ユニバーサルサービス対象の郵便サービスについて付加価値税（VAT）免除</li> </ul>

※英・仏の補助金は、ユニバーサルサービス確保のために支給されるものではないとされている。